

豊島区公契約条例の手引き

総務部 契約管財課

令和8年4月1日

目次

1. 条例制定の背景・経緯	・・・	1 ページ
2. 本手引きについて	・・・	1 ページ
3. 条例の目的	・・・	1 ページ
4. 用語の定義	・・・	2 ページ
5. 基本方針	・・・	3 ページ
6. 特定公契約の対象範囲	・・・	3 ページ
7. 特定労働者等の対象範囲	・・・	4 ページ
8. 労働報酬下限額	・・・	5 ページ
9. 特定労働者等に支払う労働報酬等	・・・	6 ページ
10. 報告書の作成及び提出	・・・	7 ページ
11. 特定労働者等への周知	・・・	8 ページ
12. 特定労働者等の申出	・・・	9 ページ
13. 報告及び立入調査への対応	・・・	9 ページ
14. 是正措置	・・・	10 ページ
15. 特定公契約の解除等	・・・	10 ページ
16. 公表	・・・	10 ページ
17. 損害賠償及び違約金	・・・	11 ページ
【資料集】		
資料1 豊島区公契約条例	・・・	12 ページ
資料2 豊島区公契約条例施行規則	・・・	20 ページ
資料3 特定公契約特約	・・・	24 ページ
資料4 特定労働者等に係る労働条件に関する事項の報告書 (工事又は製造の請負契約)	・・・	27 ページ
資料5 特定労働者等に係る労働条件に関する事項の報告書 (業務委託契約等・指定管理協定)	・・・	29 ページ
資料6 労働報酬に係る申出書	・・・	31 ページ
資料7 労働報酬に係る申出に対する報告要求書	・・・	32 ページ
資料8 労働報酬に係る申出に対する報告書	・・・	33 ページ
資料9 立入調査通知書	・・・	34 ページ
資料10 是正措置を求める通知書	・・・	35 ページ
資料11 是正措置報告書	・・・	36 ページ

1. 条例制定の背景・経緯

豊島区では、これまで「豊島区が発注する契約に係る労働関係法令遵守の確認等に関する要綱」に基づき、豊島区が発注する業務に従事する者の適正な労働環境の確保に資するため、区の契約の相手方の労働関係法令遵守の確認をし、社会保険労務士による労働条件等調査を行ってきました。そして、その遵守状況の把握に努め、ひいては公契約における適正な履行と良好な品質の確保を図ることに努めてまいりました。

一方で、昨今、建設業のみならず各業種における労働者不足が深刻化し、公共工事・公共サービスの担い手不足が懸念されています。そこで、区が発注する公共工事等の品質を確保すること、その業務に従事する労働者の賃金引上げやダンピングを防止すること、労働者等の労働環境確保の実効性を高める必要性がさらに求められるようになりました。

それに伴い、豊島区では、先行自治体へのヒアリングや庁内での「公契約条例検討会議」の開催で、具体的な検討を重ねてまいりました。

そして、「豊島区公契約条例に関する検討委員会」における審議、関係団体等との意見交換会に加え、令和7年7月から8月にかけて行ったパブリックコメントで寄せられたご意見を踏まえ、豊島区公契約条例（以下「条例」という。）案を作成しました。

その後、本条例は令和7年第3回定例会において可決され、令和7年10月27日に公布、令和8年4月1日に全面施行されました。

2. 本手引きについて

本手引きは、条例及び豊島区公契約条例施行規則（以下「規則」という。）の施行に伴い、本条例の目的や趣旨を分かりやすく解説し、特に事業者の皆様に対しては、受注にあたっての遵守事項や事務手続きについて解説することを目的に作成しました。

今後も、必要に応じて順次改定してまいります。

3. 条例の目的

この条例は、豊島区におけるすべての公契約に関し、基本方針及びその他必要な事項を定めることにより、区が発注する公共工事等の品質を確保するとともに、その業務に従事

する労働者の賃金引上げやダンピング防止につなげ、労働者等の労働環境確保の実効性を高め、もって区民の福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

4. 用語の定義

条例及びこの手引きにおける用語の定義は、以下のとおりです。

1	公契約	区が締結するすべての契約（指定管理協定含む）
2	受注者	区と公契約を締結する者
3	特定公契約	（１）区が発注する工事又は製造の請負契約のうち、予定価格が9,000万円以上のもの （２）区が発注する工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、予定価格が1,000万円以上のものであって、規則で定めるもの （３）すべての指定管理協定 ただし、受注者が国、地方公共団体その他規則で定める者である公契約を除く。
4	特定受注者	区と特定公契約を締結する者
5	特定受注関係者	（１）区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者 （２）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、特定受注者又はアに掲げる者に労働者を派遣する者
6	特定労働者等	（１）特定受注者又は上記「5 特定受注関係者（１）」に掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者 （２）上記「5 特定受注関係者（２）」に掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事するもの （３）自らの労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、自ら雇用する者がいないもの（いわゆる一人親方）

7	労働報酬	特定公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。 (1) 労働者及び派遣労働者がその雇用する者から得る賃金 (2) 自らの労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入
8	労働報酬下限額	特定公契約に従事する特定労働者等に対し、特定受注者及び特定受注関係者が支払う報酬で、区長が定める1時間あたりの賃金の下限額

5. 基本方針

豊島区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりです。

- (1) 適正な履行の確保、良好な品質の確保、適正価格での調達を実現すること。
- (2) 手続の透明性の確保、公正な競争を促進すること。
- (3) 適正な労働条件の確保、労働環境の整備を促進すること。
- (4) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (5) 区内事業者の受注機会の確保、地域経済の活性化に資すること。
- (6) 区と受注者との対等な関係において、公契約制度を適正に運用すること。

6. 特定公契約の対象範囲

特定公契約の対象は、令和8年5月1日以後に締結する特定公契約のうち、以下に掲げる予定価格や業務内容によって定めます。

特定公契約の種類	対象範囲
工事又は製造の請負契約	予定価格が9,000万円以上の契約
工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約	予定価格が1,000万円以上で、次に掲げる契約 (1) 建物清掃に関する契約 (2) 人的警備・受付に関する契約 (3) 設備管理保守（消防設備等）に関する契約 (4) 道路・公園清掃に関する契約 (5) 給食調理に関する契約

	(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める契約 ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第16 7条の2第1項の規定に基づき随意契約により契約をする場 合であって、契約の相手方が特定の者に限られるものと認め るときに、区と公契約を締結した者を除く
指定管理協定	すべての指定管理協定 指定管理者が特定受注関係者と締結する業務契約も適用対象 であり、これについての契約金額は問いません。

【注意点】

- ・ 予定価格は消費税及び地方消費税相当額を含む金額となります。
- ・ 発注の際には、あらかじめ当該契約が特定公契約であることについて、入札公告、指名通知等に記載し、事業者へ通知します。事業者の皆様には、条例に基づく約定事項が適用される案件であることを承知した上で、入札等に参加していただくようお願いいたします。
- ・ 受注者は、公契約に係る業務の一部を下請、再委託等により受注関係者と契約を締結する場合は、受注関係者においても約定事項について遵守することとなるよう約定する必要があります。

7. 特定労働者等の対象範囲

特定労働者等として条例の規定が適用される労働者は、次に掲げる者で、かつ、専ら特定公契約に係る業務に従事する者です。

1	特定受注者又は特定受注関係者に雇用される労働者 (労働基準法第9条に規定する労働者で、正社員、日雇い労働者、パート、アルバイトなど雇用形態は問いません)
2	労働者を派遣する者が雇用する派遣労働者
3	自らの労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者(いわゆる一人親方)

次に掲げる者は、特定労働者等の対象外となりますのでご注意ください。

1	同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人
2	最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る)

3	労働基準法第9条に規定する労働者でない者 (ボランティア、会社役員等)
4	特定公契約に係る業務に直接従事しない者 (本社等で間接的に従事する事務員、材料の製造等に従事する者等)
5	特定公契約に係る業務に従事した時間が極めて短い者 (1か月あたり30分未満の者)

8. 労働報酬下限額

労働報酬下限額とは、特定公契約に従事する特定労働者等に対し、特定受注者及び特定受注関係者が支払わなければならない報酬のことです。金額は1時間あたりの賃金となります。

労働報酬下限額は、豊島区公契約審議会（以下「審議会」という。）からの答申を踏まえ、区長が年度ごとに定め、告示します。

工事又は製造の請負契約と、工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約については、契約を締結した年度の労働報酬下限額が適用されます。履行期間が複数年度に渡る契約（債務負担行為）の場合でも、契約を締結した年度の労働報酬下限額が適用されるため、契約締結の翌年度に労働報酬下限額が改定された場合でも、その適用は受けません。

複数年度に渡る契約（債務負担行為）の場合、契約の後年に改定された法定の最低賃金額が契約当初年度の労働報酬下限額を上回る場合は、最新の最低賃金を支払ってください。その支払いが困難である場合等は、契約変更等の対応をさせていただきます。

なお、指定管理協定の場合は、複数年度に渡って協定を締結している場合でも、その年度ごとに定める最新の労働報酬下限額を適用します。

(1) 労働報酬下限額の勘案基準

特定公契約の種類	労働者の区分	勘案基準
工事又は製造の請負契約	熟練労働者、一人親方	公共工事設計労務単価 (※1)
	熟練労働者、一人親方以外の労働者(※2)	
業務委託契約等	業務に従事する労働者	最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金その他公的機関が定める基準
指定管理協定		

※1 公共工事設計労務単価とは、農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるためのもので、所定労働時間内8時間当たりの単価です。

- ※2 熟練労働者、一人親方以外の労働者とは、次に掲げる者をいいます。
- ・労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者
 - ・年金等の受給のために賃金を調整している労働者

(2) 労働報酬下限額

区ホームページをご確認ください。

9. 特定労働者等に支払う労働報酬等

特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等に支払う賃金総額のうち、算定対象の考え方の目安は以下の通りです。

(1) 工事又は製造の請負契約

公共工事設計労務単価に含まれる手当等の合計額1時間あたりの賃金に換算した額になります。労働報酬下限額の設定は公共工事設計労務単価に準じているため、手当の考え方については、「公共事業労務費調査の手引き」(公共事業労務費調査連絡協議会)を参考にしています。下記で判断が難しい場合は同手引きを参照してください。

労働者区分	対象とするもの	対象外とするもの
熟練労働者及び熟練労働者・一人親方以外の労働者	定期の賃金等 ①基本給相当額 基本給、出来高給 ②基準内手当 家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等 ③実物給与 通勤用定期、食事の支給 ④臨時の給与 賞与、臨時の賃金、退職金	①割増賃金 時間外、休日、深夜 ②各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する部分の賃金 突貫手当(連続した休日労働等) ③休業手当 仕事がないために労働者を休養させた場合に支給される手当 ④本来は経費にあたる手当 工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、運転手当、赴任等手当、研修手当、携帯電話手当
一人親方	特定受注者又は特定受注関係者との請負契約における請負	調達した資材や持ち込んだ機材等に係る経費

	代金（消費税及び地方消費税を除く） 請負代金がその業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その額	
--	---	--

(2) 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約及び指定管理協定

最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める手当等の区分の所定内給与のうち、基本給相当額と諸手当の合計額を1時間あたりの賃金に換算した額になります。労働報酬下限額の設定は最低賃金に準じているため、厚生労働省のホームページに掲載されている「最低賃金の対象となる賃金」を参考としています。下記で判断が難しい場合は同サイトを参照してください。

労働者区分	対象とするもの	対象外とするもの
工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約における労働者 指定管理協定における労働者	下記の賃金等のうち、特定公契約において従事した業務に係る部分。 所定内給与 ①基本給相当額 基本給 ②諸手当 勤務手当、現場手当、技能手当等	所定外給与 ①割増賃金 時間外、休日、深夜 ②臨時の給与 臨時に支払われた賃金（結婚手当等）、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等） ③その他手当 家族手当、通勤手当、皆勤手当

10. 報告書の作成及び提出

特定受注者には、特定労働者等の労働条件や労働環境に関する事項を区に報告することが義務付けられています。報告書は、特定労働者等の雇用契約の締結の状況、賃金等の支払の状況等について確認することを目的としています。

報告書の様式は、区ホームページからダウンロードが可能です。

(1) 報告書の様式

特定公契約の種類	参照
----------	----

工事又は製造の請負契約	資料4 (本手引き27ページ)
工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約・指定管理協定	資料5 (本手引き29ページ)

(2) 提出時期

①単年度契約 (履行期間が4月1日から翌年3月31日までの間のもの)

1回目	契約締結後から概ね2か月以内
2回目	業務完了日の概ね1か月前まで

②複数年度契約・指定管理協定 (履行期間が複数の年度にまたがるもの)

1回目	契約締結後から概ね2か月以内
2回目以降	年度につき1回を基本とし、概ね毎年度5月末まで
最終回	業務完了日の概ね1か月前まで

(3) 提出方法

紙媒体又は電子媒体のいずれでも可とします。

提出先は、契約管財課窓口もしくは以下のメールアドレス宛お送りください。

メールの際は、件名は契約件名と同じにしてください。

なお、指定管理協定の場合は、各施設の所管課にご提出ください。

メールアドレス A0029361●city.toshima.lg.jp

(●を@に置き換えてください)

(4) 注意点

- ・報告書の提出義務は、特定受注者のみで特定受注関係者からの提出は不要です。
- ・契約期間中に報告書の内容に変更があった場合は、上記(2)にかかわらず変更後の報告書を速やかに提出してください。
- ・報告書の設問は、特定公契約に係る業務に従事する特定労働者について回答してください。

11. 特定労働者等への周知

特定受注者は、次に掲げる事項を周知しなければなりません。作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示するか、当該事項を記載した書面を交付する必要があります。

【周知事項】

- ・公契約条例が適用される特定労働者等の範囲

- ・労働報酬下限額
- ・特定受注者の連帯責任規定の内容
- ・申出をする場合の連絡先
- ・不利益取扱い禁止規定の内容

豊島区では、周知のためのカードを作成しております。ホームページに掲載していますので、特定労働者等への周知にご活用ください。

12. 特定労働者等の申出

条例では、特定労働者等に支払われた賃金が労働報酬下限額を下回る場合、以下のとおり取り扱いを定めています。

(1) 特定労働者等ができること

特定公契約の受注者又は受注関係者から支払われた賃金が労働報酬下限額を下回る場合、区又は特定公契約の受注者若しくは受注関係者に対し申し出ることができます。方法は、電話等による申出、申出書の提出などによります。

(資料6参照)

(2) 特定受注者が行うべきこと

- ・労働者からの申出への対応

特定公契約の受注者は、労働者から問い合わせや申出があった場合、調査を行うなど誠実に対応し、支払った賃金が労働報酬下限額を下回っていた場合、速やかに不足分の支払いを行って下さい。

また、当該労働者に調査結果を回答するとともに、区へ報告書を提出してください。(資料8参照)

- ・不利益取扱いの禁止

特定公契約の受注者は、労働者が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはなりません。

また、受注関係者が解雇等の不利益な取扱いを行わないよう、適切な指導・監督を行ってください。

13. 報告及び立入調査への対応

区は、特定労働者等から申出があった場合又は特定受注者から提出された報告書の

内容に疑義があると判断した場合、必要に応じて特定公契約の受注者に対して「労働報酬に係る申出に対する報告要求書」(資料7参照)又は「立入調査通知書」(資料9参照)により、報告の要求又は立入調査をすることができます。受注者及び受注関係者はこれらの要求及び調査に応じなければなりません。

報告は、「労働報酬に係る申出に対する報告書」(資料8参照)によります。

14. 是正措置

区は、報告及び立入調査の結果、特定受注者等に違反があったと判断した場合は、特定受注者に対し、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、その結果を区長に報告するよう命じることができます。

報告は「是正措置報告書」(資料11参照)によります。

15. 特定公契約の解除等

区は、特定受注者又は特定受注関係者が次のいずれかに該当するときは、当該特定公契約の解除等を行うことができます。

なお、特定公契約の解除等によって、特定受注者又は特定受注関係者に損害が発生しても、区はその責任を負いません。

- | |
|------------------------------|
| ・報告の求めに応じなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。 |
| ・調査を拒否したとき又は調査に非協力的であったとき。 |
| ・是正措置の求めに応じないとき。 |
| ・是正報告がされないとき又は是正報告が虚偽であったとき。 |

16. 公表

区は、特定公契約を解除した場合又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が特定公契約の定めに違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができます。公表事項は以下のとおりです。

・特定公契約の件名及び締結の日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）
・特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所
・特定公契約を解除した場合にあっては、その日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日）及びその理由
・特定公契約の契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に、約定事項の違反が判明した場合は、当該違反の内容
・上記に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

17. 損害賠償及び違約金

特定受注者は、特定公契約を解除した場合、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。また、契約解除によって特定受注者等に損害が生じても、区は賠償の責任を負いません。

また、区は特定受注者から、解除に伴う違約金を徴取することができます。

豊島区公契約条例

令和 7 年 10 月 27 日
条例第 40 号

(目的)

第 1 条 この条例は、豊島区（以下「区」という。）におけるすべての公契約に関し、基本方針及びその他必要な事項を定めることにより、区が発注する公共工事等の品質を確保するとともに、その業務に従事する労働者の賃金引上げやダンピング防止につなげ、労働者等の労働環境確保の実効性を高め、もって区民の福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 区が締結するすべての請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

(2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

(3) 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。ただし、受注者が国、地方公共団体その他規則で定める者である公契約を除く。

ア 区が発注する工事又は製造の請負契約のうち、予定価格が 9,000 万円以上のもの

イ 区が発注する工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、予定価格が 1,000 万円以上のものであって、規則で定めるもの

ウ 指定管理協定

(4) 特定受注者 区と特定公契約を締結する者をいう。

(5) 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号ウに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する労働者派遣事業として、特定受注者又はアに掲げる者に労働者を派遣する者

(6) 特定労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 特定受注者又は前号アに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 前号イに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事するもの

ウ 自らの労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、自ら雇用する者がいないもの

(7) 労働報酬 特定公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号ウに該当する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入

(基本方針)

第3条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 適正な履行の確保、良好な品質の確保、適正価格での調達を実現すること。
- (2) 手続の透明性の確保、公正な競争を促進すること。
- (3) 適正な労働条件の確保、労働環境の整備を促進すること。
- (4) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (5) 区内事業者の受注機会の確保、地域経済の活性化に資すること。
- (6) 区と受注者との対等な関係において、公契約制度を適正に運用すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、公契約に係る業務の公共性を認識し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者に適正な賃金を支払うとともに、労働者等の適正な労働条件の確保及び向上を図り、労働環境の整備に努めなければならない。

(区内の事業者の活用)

第6条 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するように努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第7条 区長は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条、第10条及

び第11条並びに別表第4号及び第6号から第8号までにおいて同じ。) に対し、区長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定)

第8条 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

(2) 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金及びその他公的機関が定める基準

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ第16条に規定する豊島区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定公契約に定める事項)

第9条 区長は、特定公契約において、第7条第1項に規定するもののほか、別表に掲げる事項を定めるものとする。

(特定労働者等の申出)

第10条 特定労働者等(特定労働者等であった者を含む。次条及び第12条並びに別表第7号及び第8号において同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第12条 区長は、第10条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係

者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員若しくは区が委託した事業者の従事者をして、当該特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員又は区が委託した事業者の従事者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置)

第13条 区長は、前条第1項の規定による報告及び資料の提出並びに立入調査等の結果、特定受注者及び特定受注関係者が第7条第1項又は第9条の規定による特定公契約の定め違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 特定受注者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(特定公契約の解除)

第14条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。以下同じ。）することができる。

(1) 特定受注者又は特定受注関係者が第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした場合

(2) 特定受注者が前条第1項の規定による求めに応じない場合

(3) 特定受注者が前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

2 区は、前項の規定による特定公契約の解除によって生じた損害について、賠償する責任を負わない。

(公表)

第15条 区長は、前条第1項の規定により特定公契約を解除した場合又は特定公契約の契約期間（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る地方自治法第244条の2第5項に規定する期間。以下同じ。）の終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が当該特定公契約の定め違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該特定受注者又は特定受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公契約審議会の設置)

第16条 区長の附属機関として、豊島区公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、区長に意見を述べるものとする。

- (1) この条例の施行状況
- (2) 第8条第1項の規定による労働報酬下限額
- (3) 第2条第3号の規定による特定公契約の対象となる公契約の範囲
- (4) その他公契約に関する必要な事項

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 労働者団体関係者 2人以内
- (3) 事業者団体関係者 2人以内

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第8条及び第16条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第7条及び第9条から第15条まで並びに別表の規定は、令和8年5月1日以後に締結する特定公契約について適用する。

(検討)

3 施行日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年豊島区条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表豊島区入札監視委員会委員の項の次に次のように加える。

豊島区公契約審議会委員	会長日額 15,700円
	委員日額 13,700円

別表（第9条関係）

(1) 特定公契約に係る労働条件の遵守	特定受注者は、第2条第6号ア又はイに掲げる特定労働者等に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
(2) 特定公契約に係る請負条件	特定受注者は、第2条第6号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、その条件について、前号の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
(3) 継続雇用	特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望するものを雇用するよう努めること。
(4) 特定受注者の連帯責任	特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払うものとする。
(5) 区長への報告	特定受注者は、規則で定めるところにより、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
(6) 特定労働者等への周知	<p>特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア この条例が適用される特定労働者等の範囲 イ 労働報酬下限額 ウ 第4号の規定の内容 エ 第10条の規定による申出をする場合の連絡先 オ 第11条の規定の内容
(7) 特定労働者等の申出	特定労働者等は、第10条の規定により、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合

	は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができること。
(8) 不利益取扱いの禁止	特定受注者及び特定受注関係者は、第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
(9) 報告及び立入調査への対応	特定受注者及び特定受注関係者は、第12条第1項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査等に応じなければならないこと。
(10) 是正措置	特定受注者は、第13条第1項の規定による区長の求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、その結果を区長に報告しなければならないこと。
(11) 特定公契約の解除等	区長は、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除することができ、区は、当該解除により特定受注者又は特定受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。
(12) 公表	区長は、第15条第1項の規定により、前号の規定により特定公契約を解除した場合又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が第7条第1項若しくは第9条の規定による特定公契約の定めに違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができること。
(13) 損害賠償	特定受注者は、第11号の規定により特定公契約を解除された場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
(14) 特定公契約の解除に係る違約金	区長は、第11号の規定により特定公契約を解除した場合は、特定受注者から違約金を徴収することができること。
(15) 特定受注関係者と締結する契約	特定受注者は、特定受注者が特定受注関係者と特定公契約に係る契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、当該契約を締結する特定受注関係者との間で約定しなければならないこと。

豊島区公契約条例施行規則

令和 7 年 12 月 12 日

規則第 121 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊島区公契約条例（令和 7 年豊島区条例第 40 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第 3 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項の規定に基づき随意契約により契約をする場合であって、契約の相手方が特定の者に限られるものと認めるときに、区と公契約を締結した者

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が認める者

2 条例第 2 条第 3 号イの規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 建物清掃に関する契約

(2) 人的警備・受付に関する契約

(3) 設備管理保守（消防設備等）に関する契約

(4) 道路・公園清掃に関する契約

(5) 給食調理に関する契約

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める契約

(労働報酬の換算方法)

第 4 条 条例第 7 条第 3 項の規則で定める方法は、最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 2 条の規定を準用する。

(労働条件等の報告)

第 5 条 条例別表第 5 号の規定による報告は、次に掲げる事項を区長が指定する日までに行わなければならない。

(1) 特定労働者等に係る雇用契約の締結の状況

(2) 特定労働者等に対する労働報酬の支払の状況

(3) 特定労働者等の労働時間の管理の状況

(4) 安全衛生の管理の状況

(5) 約定事項の遵守の状況

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第6条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

(公表)

第7条 条例第15条第1項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特定公契約の件名及び締結の日(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日)

(2) 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(3) 特定公契約を解除した場合にあっては、その日(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日)及びその理由

(4) 特定公契約の契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に、特定受注者又は特定受注関係者が条例第7条第1項又は第9条の規定による特定公契約の定め違反していたことが判明した場合にあっては、当該違反の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会の会長)

第8条 条例第16条に規定する審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び会議)

第9条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第3項の規定により会長の職務を代理する者が定められていないときは、区長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定は、公布の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

（表）

身分証明書			
			所属 氏名
上記の者は、豊島区公契約条例第12条第1項の規定により事業所等へ立ち入り、 調査又は質問を行う権限を有する者であることを証明する。			
交付年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日
			豊島区長

（裏）

豊島区公契約条例（抜粋）	
（報告及び立入調査）	
第12条 区長は、第10条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員若しくは区が委託した事業者の従事者をして、当該特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定により立入調査等をする職員又は区が委託した事業者の従事者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

特定公契約特約

乙は、本契約の履行に当たり、豊島区公契約条例（令和7年豊島区条例第40号。以下「条例」という。）及び豊島区公契約条例施行規則（令和7年豊島区規則第121号。以下「規則」という。）を遵守するものとする。

（用語の定義）

第1条 この特約条項において使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

（労働関係法令の遵守）

第2条 特定受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 特定受注者は、条例第2条第6号ウに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、前項に掲げる法律の趣旨を尊重して契約しなければならない。

（労働報酬の支払）

第3条 特定受注者及び特定受注関係者は、特定労働者等（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。）に対して、条例第7条第1項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

（継続雇用）

第4条 特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約に係る当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者であって、雇用されることを希望する者を、雇用するよう努めるものとする。

（労働報酬に係る特定受注者の連帯責任）

第5条 特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は特定受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定受注関係者と連携して、当該特定労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならない。

(労働条件等の区への報告)

第6条 特定受注者は、特定労働者等に係る労働条件に関する事項について規則第5条に定めるところにより、区が指定する日までに、書面により区長に報告しなければならない。

(特定労働者等に対する周知)

第7条 特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等が見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付することによって特定労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働報酬下限額
- (2) 労働報酬下限額の適用対象となる特定労働者等の範囲
- (3) 第5条に規定する労働報酬に係る特定受注者の連帯責任に関する事項
- (4) 条例第10条の規定による申出に関する事項及びその申出先
- (5) 特定労働者等は、条例第10条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

(特定労働者等の申出)

第8条 特定労働者等は、労働報酬が支払われるべき日において、当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 特定受注者及び特定受注関係者は、条例第10条の規定による申出を受けた場合は、誠実に対応するとともに、当該申出をした特定労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第10条 特定受注者若しくは特定受注関係者は、条例第12条第1項に規定する報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じ、協力しなければならない。

(是正措置)

第11条 区長は、条例第12条第1項の規定による報告及び資料の提出又は立入調査の結果、特定受注者及び特定受注関係者がこの特約の定め又は条例の規定に違反していると認めるときは、特定受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 特定受注者は、前項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その内容について区長に報告しなければならない。

(特定公契約の解除)

第12条 区長は、特定受注者又は特定受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第10条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(2) 前条第1項に規定する求めに応じないとき。

(3) 前条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定による特定公契約の解除によって生じた損害について、賠償する責任を負わない。

(公表)

第13条 区長は、前条の規定によりこの契約を解除した場合又はこの契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者がこの特約の定めに違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

(損害賠償)

第14条 特定受注者は、区が第12条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第15条 区は、第12条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、特定受注者から契約金額の10分の1に相当する額を違約金として徴収することができる。

(特定受注関係者と締結する契約)

第16条 特定受注者は、特定受注関係者と契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することを定めなければならない。

特定労働者等に係る労働条件に関する事項の報告書 (工事又は製造の請負契約)

豊島区長あて

令和 年 月 日

■提出者（受注者）

契 約 件 名	
受 託 者	所 在 地
	名 称
	代表者(代理人)職・氏名
	担当者氏名・連絡先電話番号 氏名 連絡先

確認項目	確認内容	回答 該当する箇所に○
特定労働者等に係る 雇用契約の締結の状 況	就業規則の内容を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出 をしている。 (常時10人以上雇用の場合)	はい・いいえ 対象外
	事業所に掲示・書面にて交付等により労働者に対して就業規則を周知 している。	はい・いいえ
	労働契約の締結に際し、労働条件(労働時間・賃金等)を明記した書 面を明示している。 (就業規則の提示・労働条件通知書等)	はい・いいえ
特定労働者等に対す る労働報酬の支払の 状況	割増賃金の計算の基礎となる単価は適正である。	はい・いいえ
	時間外・休日及び深夜の割増賃金を適正に支払っている。	はい・いいえ
	賃金は労働者へ直接、全額を通貨で毎月1回以上、一定期日を定めて支 払っている。	はい・いいえ
特定労働者等の労働 時間の管理の状況	所定労働時間を適正に定めている。	はい・いいえ
	労働時間及び時間外労働時間勤務について客観的な記録(タイムカー ド等)をもとに管理している。	はい・いいえ
	休憩は適正に付与している。(一斉休憩を付与していない場合、労使 協定を締結している。)	はい・いいえ
	休日は適正に付与している。	はい・いいえ
	時間外・休日労働に関する協定届(36協定)は、事業場ごとに締結 し、あらかじめ労働基準監督署に届け出している。	はい・いいえ
	協定の範囲内で時間外・休日労働をさせており、その時間を超えた時 間外労働はさせていない。	はい・いいえ
	年次有給休暇は、法定どおり継続勤務の期間に応じた日数を付与して いる。	はい・いいえ
	10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年5日の年次有 給休暇の確実な取得をさせている。	はい・いいえ
	帳簿類の整備(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、有給休暇管理簿)を 適正な記載事項で整備している。	はい・いいえ
	法定帳簿その他労働関係に関する書類を3年間保存している。	はい・いいえ

安全衛生の管理の状況	雇入れの際及び1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施している。	はい・いいえ
	衛生推進者（該当業種の場合は安全衛生推進者）を選任し、労働者に周知している。 （常時10人以上50人未満雇用の場合）	はい・いいえ 対象外
	産業医・衛生管理者（該当業種の場合は安全管理者も）を選任し、労働者に周知している。 （常時50人以上雇用の場合）	はい・いいえ 対象外
	毎年1回、ストレスチェックを実施している。 （常時50人以上雇用の場合）	はい・いいえ 対象外
	就業中の事故を防ぐため、従事者に対し、安全教育を実施している。	はい・いいえ
	従事者の健康保険・厚生年金の手続き及び届出を適正に行っている。	はい・いいえ
	従事者の労働者災害補償保険、雇用保険の手続き及び届出を適正に行っている。	はい・いいえ
約定事項の遵守の状況	本件の業務に従事する労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬を支払っている。	はい・いいえ
	条列別表「6 特定労働者等への周知」に基づき、周知事項について掲示又は書面の交付を行っている。	はい・いいえ
	下請業者がいる場合、下請業者との契約は、双方の協議による適正な手順を踏まえて下請代金を設定し、適正な金額で契約している。	はい・いいえ 対象外
	下請業者がいる場合、当該契約は特定公契約であり、約定事項等があることの周知を行っている。	はい・いいえ 対象外
	下請業者がいる場合、当該報告書の全ての確認事項について、同様の確認を行っている。	はい・いいえ 対象外
その他	建設業退職金共済に加入している場合、共済証紙を配布している。	はい・いいえ 未加入
	男女差別的な取り扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いがない。	はい・いいえ
	母性健康管理に関する措置が適正に行われている。	はい・いいえ
	育児・介護休業制度等が適正に整備されている。	はい・いいえ

【特記事項】（回答が「いいえ」の場合）

確認項目の番号	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等

特定労働者等に係る労働条件に関する事項の報告書 (業務委託契約等・指定管理協定)

豊島区長あて

令和 年 月 日

■提出者（受注者）

契 約 件 名	
受 託 者	所 在 地
	名 称
	代表者(代理人)職・氏名
	担当者氏名・連絡先電話番号 氏名 連絡先

確認項目	確認内容	回答 該当する箇所に○
特定労働者等に係る 雇用契約の締結の状 況	就業規則の内容を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出 をしている。 (常時10人以上雇用の場合)	はい・いいえ 対象外
	事業所に掲示・書面にて交付等により労働者に対して就業規則を周知 している。	はい・いいえ
	労働契約の締結に際し、労働条件(労働時間・賃金等)を明記した書 面を明示している。 (就業規則の提示・労働条件通知書等)	はい・いいえ
特定労働者等に対す る労働報酬の支払の 状況	割増賃金の計算の基礎となる単価は適正である。	はい・いいえ
	時間外・休日及び深夜の割増賃金を適正に支払っている。	はい・いいえ
	賃金は労働者へ直接、全額を通貨で毎月1回以上、一定期日を定めて支 払っている。	はい・いいえ
特定労働者等の労働 時間の管理の状況	所定労働時間を適正に定めている。	はい・いいえ
	労働時間及び時間外労働時間勤務について客観的な記録(タイムカー ド等)をもとに管理している。	はい・いいえ
	休憩は適正に付与している。(一斉休憩を付与していない場合、労使 協定を締結している。)	はい・いいえ
	休日は適正に付与している。	はい・いいえ
	時間外・休日労働に関する協定届(36協定)は、事業場ごとに締結 し、あらかじめ労働基準監督署に届け出している。	はい・いいえ
	協定の範囲内で時間外・休日労働をさせており、その時間を超えた時 間外労働はさせていない。	はい・いいえ
	年次有給休暇は、法定どおり継続勤務の期間に応じた日数を付与して いる。	はい・いいえ
	10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年5日の年次有 給休暇の確実な取得をさせている。	はい・いいえ
	帳簿類の整備(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、有給休暇管理簿)を 適正な記載事項で整備している。	はい・いいえ
	法定帳簿その他労働関係に関する書類を3年間保存している。	はい・いいえ

安全衛生の管理の状況	雇い入れの際及び1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施している。	はい・いいえ
	衛生推進者（該当業種の場合は安全衛生推進者）を選任し、労働者に周知している。 （常時10人以上50人未満雇用の場合）	はい・いいえ 対象外
	産業医・衛生管理者（該当業種の場合は安全管理者も）を選任し、労働者に周知している。 （常時50人以上雇用の場合）	はい・いいえ 対象外
	毎年1回、ストレスチェックを実施している。 （常時50人以上雇用の場合）	はい・いいえ 対象外
	就業中の事故を防ぐため、従事者に対し、安全教育を実施している。	はい・いいえ
	従事者の健康保険・厚生年金の手続き及び届出を適正に行っている。	はい・いいえ
	従事者の労働者災害補償保険、雇用保険の手続き及び届出を適正に行っている。	はい・いいえ
約定事項の遵守の状況	本件の業務に従事する労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬を支払っている。	はい・いいえ
	条例別表「6 特定労働者等への周知」に基づき、周知事項について掲示又は書面の交付を行っている。	はい・いいえ
	再委託先がある場合、再委託先との契約は、双方の協議による適正な手順を踏まえて賃金等を設定し、適正な金額で契約している。	はい・いいえ 対象外
	再委託先がある場合、当該契約は特定公契約であり、約定事項等があることの周知を行っている。	はい・いいえ 対象外
	再委託先がある場合、当該報告書の全ての確認事項について、同様の確認を行っている。	はい・いいえ 対象外
その他	男女差別的な取り扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いがない。	はい・いいえ
	母性健康管理に関する措置が適正に行われている。	はい・いいえ
	育児・介護休業制度等が適正に整備されている。	はい・いいえ

【特記事項】（回答が「いいえ」の場合）

確認項目の番号	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等

年 月 日

宛て

申請者 住所
氏名
電話番号

労働報酬に係る申出書

〇〇〇〇に関する労働報酬について、次のとおり申し出ます。

契約件名又は協定名	
申出内容	<input type="checkbox"/> 労働報酬下限額を下回っている。 <input type="checkbox"/> 支払われるべき日において支払われていない。
労働報酬の支払者 又は支払義務者	
支払日 又は支払われるべき日	年 月 日
支払われた労働報酬等 又は支払われるべきなのに 支払われていない労働 報酬等	円

※ 労働報酬額は、1時間当たりの金額を記入してください。

年 月 日

様

豊島区長

労働報酬に係る申出に対する報告要求書

豊島区公契約条例第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり報告を求めます。

契約件名又は 協定名	
申出年月日	年 月 日
報告を求める 事項	
担当者連絡先	所属 氏名 電話番号

年 月 日

豊島区長 宛て

報告者 所在地
名 称
代表者

労働報酬に係る申出に対する報告書

特定労働者等からの申出について、次のとおり報告します。
なお、申出者に対しては、報告内容を回答していることを申し添えます。

契約件名又は 協定名	
報告内容	
担当者連絡先	所属 氏名 電話番号

年 月 日

様

豊島区長

立入調査通知書

豊島区公契約条例第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり立入調査を実施します。

契約件名又は 協定名	
調査事項	
立入調査日時	年 月 日 時
担当者連絡先	所属 氏名 電話番号

年 月 日

様

豊島区長

是正措置を求める通知書

豊島区公契約条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり是正措置を講ずるよう求めます。

契約件名又は 協定名	
是正措置を 求める事項	
担当者連絡先	所属 氏名 電話番号

年 月 日

豊島区長 宛て

報告者 所在地
名 称
代表者

是正措置報告書

是正措置の求めについて、次のとおり措置を講じましたので報告します。

契約件名又は 協定名	
講じた措置の 内容及び結果	
措置日	年 月 日
担当者連絡先	所属 氏名 電話番号

豊島区公契約条例に関する問い合わせ先

豊島区総務部契約管財課

(物品案件) 契約グループ

電話番号 03-4566-2566

(工事案件) 検査グループ

電話番号 03-4566-2567

FAX番号 03-3980-5164